別添4

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票

【記載要領】

* 本事業では、情報管理体制等を有していることを応募要件としていることから、事業遂行上に係る情報管理体制を整備いただく必要があります。仮に、整備状況が不十分な場合には応募要件を満たさないものとして、不採択の扱いになります。
* 提案者（再委託先・共同実施先は除く。）として位置づけられる全ての事業者について、次ページの確認票を作成してください。共同提案の場合は、事業者毎に作成してください。
* 提案時にはエビデンス類（例：情報管理規程、ガイドライン 等）の提出も必要です。なお、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」については採択後の契約締結時点までに作成いただきます。
* 提出時には（本ページ含む）不要ページ・青字部分は削除してください。

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票（通常の調査事業用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | 作成日 | ○○年○○月○○日 |
| 事業者名 | | ○○株式会社 | | |
| 提案テーマ名 | | カーボンリサイクル・火力発電の脱炭素化技術等国際協力事業／カーボンマネジメントに係る国際連携事業／カーボンリサイクル関連技術及び脱炭素化技術等の海外展開可能性の調査 | | |
| 本確認票の記入方法 | | ・機微情報（NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき情報）の情報管理に関する取組状況を確認します。  ・No1～3は、提案時点までに対応必須のものになります。「○」を選択できない場合は、応募要件を満たさないものとして提案書の受理はできません。また整備状況が不十分な場合も応募要件を満たさないものとして不採択の扱いになります。No2～3については、対応するエビデンスもあわせて提出してください。  ・No4は、採択後の契約締結時点までに作成いただく予定のため、提案時点では「△」の選択としてください。 | | |
| No | 確認事項 | | 【回答欄】 | |
| ○：対応済  △：契約締結時までに対応 | |
| 提案時点までに対応 | | | | |
| 1 | 過去3年以内に情報管理の不備を理由にNEDOから契約を解除されたことはない。 | | いずれか選択 | |
| 2 | 情報管理に関する規程類を整備している。 | | いずれか選択 | |
| 3 | NEDO事業の遂行にあたり、以下に掲げるような事項に対して、適切に対応可能な体制が構築できているか。  ①情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている（システム上のアクセス制限等を含む）。  ②再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。 | | いずれか選択 | |
| 採択後の契約締結時点までに対応 | | | | |
| 4 | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びNEDOが了解した者のみとしている。  ※情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙）は、採択後の契約締結時までに作成いただく予定のため、提案時は作成不要です。 | | △ | |
| 【備考】  ・「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指します。 | | | | |

|  |
| --- |
| 注意：本様式（情報取扱者名簿及び情報管理体制図）は、採択後に契約締結時点までに作成いただく予定の資料のため、提案時点では提出不要です。 |

（別紙）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿（項目必須）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 氏名 | 所属 | 役職 | 研究体制上  の位置づけ※４ | パスポート番号及び国籍※５ |
| 情報管理責任者※１ | A |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者※２ | B |  |  |  |  |  |
| C |  |  |  |  |  |
| 業務従事者※３ | D |  |  |  |  |  |
| E |  |  |  |  |  |
| 再委託先等 | F |  |  |  |  |  |

（※１）NEDO事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者。

（※２）NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）実施計画書の研究体制に登録されている者は「●印」、それ以外の者はNEDO事業との関係性や役割を記載。

（※５）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号及び国籍を記載し、該当しない場合は「－」と記載。

（※６）住所、生年月日については、必ずしも当該名簿での管理を要しないが、NEDOから求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

情報管理責任者

A

情報取扱管理者

C

（経費情報管理）

B

（進捗状況管理）

E

D

業務従事者

F

再委託先等

【留意事項】

・NEDO事業を実施した際に取得又は知り得た保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先等も含む。）

・NEDO事業の遂行のため、最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。